

夏の特大号〈相続特集〉

第8回

知的障害者の相続①

福祉施設支援員・ファイナンシャルプランナー  
鹿野 佐代子

税理士が知っていれば  
鬼に金棒なFPの知恵

キャッシュフロー表の活用

ケース——資産はないが不動産がある場合

私(65歳)は、夫に先立たれ家を相続しました。亡き夫の間には知的障害のある子(35歳)が一人います。現在、その子はパートに行きながらグループホームで生活しています。子には障害基礎年金とパート収入がありますが、生活費が不足するため私が毎月1万円ずつ仕送りをしています。さらに足りない生活費は私の貯金を取り崩して渡しています。私の生活費は年金でやりくりしており、貯金は200万円程あります。ただ、私に万が一のことがあった場合、わが子は金銭面で不自由なくグループホームで暮らしていけるのでしょうか。また私の死後、この家はなるのでしょうか。

このケースのように資金面を含めて漠然とした不安がある場合、子の収支を表のようにキャッシュフロー表にしてみます。将来にわたる収支を予想しておくことで、早期に問題が発見され、対策を検討しやすくなるからです。

この表から問題点を読み取ると、現状のままでは、親や子にイベントがあり、まとまったお金が必要になった時や親に万が一のことがあった時、子が働くことができなくなった時など、たちまち資金に困ることがわかります。また、この時点では不動産の問題は解決していないままです。そこで、資金不足と不動産の問題について考えると以下の対策が考えられます。①親が亡くなった後、後見人などに自宅の処分と財産管理をしてもらう、②親が元気なうちに不動産を売却し現金化しておく、③持ち家を活用した、リバースモーゲージを利用する——などです。

キャッシュフロー表と照らし合わせて考えてみましょう。①の対策は親が長生きした場合、子が60歳で退職すると生活費の不足が生じるので資金面の不安は解消されません。②の親が元気なうちに不動産を売却すると、親は別の場所で生活することになります。親は新たな住まいを借りることになるので家賃の支払いが増えます。結果、生活費が膨らみ資産を目減りさせてしまいます。③のリバースモーゲージを利用すると親の年金を毎月補完することができるので、余裕資金が生まれます。親が現状のまま継続して生活を送ることができるのであれば、余裕資金を貯蓄だけでなく、生命保険で運用するなどほかの選択肢も考えられます。

キャッシュフロー表は1年間の収支を集積表にまとめ長期間にわたり予想していく方法です。キャッシュフロー表を立てることで、プランの達成が資金面で可能かどうか予測しやすくなるため、現状および将来の問題点を対策しやすくなります。

生命保険の活用

生命保険を活用した相続対策は、納税資金を確

保するために利用され、節税効果が高く非常に有効な方法といえます。また、生命保険金は保険契約の効力発生と同時に受取人固有の財産となるため、家族に知的障害のある人がいる場合、遺産分割が容易にできる相続対策になります。事例のように、資金はないが不動産がある場合、リバースモーゲージを利用して先に資金を調達して生命保険に転換しておけば、親は住み慣れた自宅で余生を送ることができるうえ、死後、自宅の処分を考える必要なく、現金を増やして子に渡すことができます。

また、自宅を担保に多額の借金を抱えており、相続放棄の方がよいケースがあります。相続放棄した場合でも、死亡保険金は、受取人固有の財産です。受け取ることができます。

知的障害のある子と健常の子がいる場合には、財産をどちらの子に多く渡したいという事情があるかもしれません。不動産がある場合、不動産を受け取った相続人は代償分割時の代償財産を準備する必要があります。どちらの場合も生命保険を活用すれば、指定した受取人に多めに現金を渡すことができます。また、生命保険金は預金と違って金融機関で凍結されることがないので、遺産分割協議書を作成する必要がありません。

遺言書を準備しておく

生命保険は誰にいくら保険金を渡すかを自分の意志で決めることができ、相続が開始された時点で受取人に現金で渡ります。また、相続で保険金を受け取ると一定額非課税になるなどさまざまなメリットがあります。

ただし、現金の分割は容易であっても故人の意思が伝わりにくいというデメリットがあります。親が生前、健常の子に何の相談もなく、多額の保険金の受取人を知的障害のある兄弟にしていたらどのような気持ちになるのでしょうか。親亡き後ではなぜそのように分けたのか真意を聞くことはできません。相続でトラブルを防ぐ意味でも遺言書を準備しておくことをおすすめします。

前回も述べましたが、重度の知的障害がある人は遺産分割協議に参加できません。しかし、無効や不備、争いになることが少ない「公正証書遺言」を作成しておくことで、相続の手続きが簡素化され、残された家族の負担を軽減することができます。また、遺言書には法的には意味はありませんが自分がこうあってほしいという想いを「付言事項」などで遺すことができます。故人の想いを受け取ることで、残された家族も納得しやすい状況が生まれるでしょう。

信託を利用する

信託を利用することで、信託銀行などの受託者から受益

者(利益を受ける者)に生活費や療養費が定期的に交付されます。財産の浪費や他人に流用される心配がなく確実に本人の財産を保護できる方法として信託は期待されています。健常の子に不動産を、障害のある子に現金を相続させる場合、さまざまな信託がありますので選択肢の一つに考えておけば、親なき後の財産管理も安心です。

【生命保険信託】

生命保険信託は保険契約者が信託銀行と契約を結び、死亡保険金の管理と支払いを信託銀行に委託するシステムです。「いつ」「誰に」「どのように」渡すかなど、自分の要望通りに決めることができますという特徴があります。信託銀行には、保険金が目的通りに使われたか指定しておけばチェックする機能がありますが、取り扱う銀行が少ないことと、信託に伴う保険料以外の費用がかかることを念頭におく必要があります。

【特定贈与信託】

特定贈与信託は、特別障害者(相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者)の生活の安定と療養の確保を図る制度です。金銭や財産を信託銀行等に信託した場合、最高6000万円までは贈与税が非課税となります。この制度を受けることで贈与税・相続税を心配することなく生前贈与を受けることができます。

【後見制度支援信託】

平成24年2月から導入された後見制度支援信託は信託協会が考案した制度です。財産をより安全に管理するため、日常生活に必要な財産は後見人が管理し、それ以外の財産は家庭裁判所の指示書にもとづいて信託銀行が信託管理します。契約を締結するには、知的障害のある子のために家庭裁判所へ後見開始の申し立てをされることが前提となります。

最後になりましたが、税理士さんの顧客の中にも知的障害のある子を持つ親御さんがいらっしゃるかもしれません。税理士さんは顧客に代わってさまざまな税に関する手続きのお手伝いや相談をされていると思います。節税効果を考える一方で、知的障害のある子がいるご家族の暮らしが豊かになり、公平で安心できるアドバイスをいただければ嬉しく思います。(おわり)

【表】キャッシュフロー表(単位:万円)

		現在	1年後	2年後	24年後	25年後	26年後	27年後
年齢(歳)	母	65	66	67	89	90	91	92
	子	35	36	37	59	60	61	62
収入	母仕送り	12	12	12	12	12	12	12
	障害基礎年金	78	78	78	78	78	78	78
	パート収入	48	48	48	48	0	0	0
収入計		138	138	138	138	90	90	90
支出	家賃・光熱費	60	60	60	60	60	60	60
	食費・日用品	30	30	30	30	30	30	30
	サービス料	10	10	10	10	10	10	10
	携帯電話代	8	8	8	8	8	8	8
	こづかい	30	30	30	30	30	30	30
	医療費・他	3	3	3	3	3	3	3
支出計		141	141	141	141	141	141	141
年間収支		-3	-3	-3	-3	-51	-51	-51
母の貯蓄残高		200	197	194	128	77	26	-25

※インフレ上昇率や年金額に変動がないものとして2012年度価格で計算